

藤枝市子ども・子育て支援事業計画策定の考え方

- ◇ すべての都道府県、市町村が事業計画を作成する。【子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第61条】
- ◇ 計画期間は5年間。5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての受給計画を策定する。
- ◇ 関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行う。

計画に盛り込む事項【必須記載事項】	計画策定手順
<p>1. 教育・保育提供区域の設定 市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。</p> <p>2. 「量の見込み」と「確保方策」 市町村が定める区域ごとに、5年間の各年度における幼児期の ①学校教育・保育の量の見込み（現在の利用状況+今後の利用希望） ②学校教育・保育の提供体制の確保の内容とその実施時期 ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容とその実施時期</p> <p>3. 認定こども園の普及、教育・保育の推進体制の確保 ①認定こども園の設置数、設置時期その他（幼保連携型）認定こども園の普及に係る考え方。 ②質の高い幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の役割及びその推進方策。 ③幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続の取組の推進。 ④保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携。</p>	<pre> graph TD A[国の基本指針] --> B[ニーズ調査] B --> C[現状・課題分析 需要の見込量設定] D[藤枝市 子ども・子育て 会議] --> C E[庁内策定 委員会等] --> C C --> F[事業計画（案） の策定] G[藤枝市 子ども・子育て 会議] --> F H[庁内策定 委員会等] --> F F --> I[パブリック・コメント] J[藤枝市 子ども・子育て 会議] --> I K[庁内策定 委員会等] --> I I --> L[仮称藤枝市子ども・子育て支援事業計画策定] </pre>
<p>計画に盛り込む事項【任意記載事項】</p>	
<p>1. 産休及び育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保</p> <p>2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携</p> <p>3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p>	